

地域活性化包括連携協定書

岩 手 県

イオン株式会社

協 定 書

岩手県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、一層の地域活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) ICカード等を活用した商業・観光の振興に関すること
- (2) 地産地消の推進や県産オリジナル商品の開発・販売に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 観光の振興に関すること
- (5) 防災に関すること
- (6) 県政情報の発信に関すること
- (7) 子育て支援、青少年健全育成及び地域や暮らしの安全・安心に関すること
- (8) 高齢者及び障がい者支援に関すること
- (9) 環境保全に関すること
- (10) その他住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成23年2月16日から平成24年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年2月16日

甲 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

取締役 代表執行役社長 岡 田 元 也